

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部 担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	結果		
東京	法人税	国(新宿税務署長)	係属	独立企業間価格の算定方法として残余利益分割法を適用して行った更正処分が適法であるか否か。	19/3~23/3	3 田畑松務官 今西主査	東京地方51		H30.9.25												
東京	法人税	国(品川税務署長)	係属	アメリカ合衆国に所在する相手側の外国関係会社は、各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の100分の20以下となり、相手側の特定外国子会社等に該当し、外国子会社合算税制の適用を受けるか否か。	27/1~28/1	1 田畑松務官 今西主査	東京地方51		H30.12.27	R4.3.10	棄却	東京高等5	R4.3.22	相手側	R6.3.6	棄却	東京高等5	R6.3.18	相手側		
名古屋	法人税	国(沼津税務署長)	係属	本件買付料は、原告の収入として益金の額に算入すべきか否か。 本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12~28/12	1 村田松務官 水野主査	静岡地方2		R1.10.1	R5.9.21	棄却	東京高等21	R5.10.4	相手側							
大阪	法人税	国(東山税務署長)	係属	特例民法法人から一般財団法人への移行時に有する資産等の帳簿価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の評価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をする前の金額か、評価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。 相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 相手側は債務免除を受けたか否か。 相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	24/3~30/3	1 榎田松務官 河嶋実査官 井上実査官	東京地方38		R1.10.15	R5.2.17	全部敗訴	東京高等21	R5.3.3	国側							
東京	所得税	国(杉並税務署長)	係属	相手側は債務免除を受けたか否か。 相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1 原木松務官 井原専門官	東京地方51		R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京高等16	国側 R5.3.28 相手側 R5.3.29	双方	R6.1.25	全部敗訴	最高三小	R6.2.7	国側		
広島	相続税	国(岡山東税務署長)	係属	相続により取得した農地について、評価通達の定める評価方法によらないことが相当と認められる特別な事情があるか否か。 原告の税務調査において、調査担当者による不法行為があったか否か 請求金額33万円、仮執行宣言請求あり	26	2 高橋松務官 赤代専門官 井上実査官	岡山地方2		R2.2.19	R5.10.11	棄却	広島高等岡山支部	R5.10.16	相手側	R6.4.25	棄却	最高三小	R6.5.7	相手側		
東京	法人税	国(神奈川税務署長)	完結	英領バミューダ諸島に所在する原告の特定外国子会社等の収入保険料のうち、メキシコ合衆国に所在する原告と特殊の関係のある法人が現地の保険会社との間で締結した生命保険を元受保険とする再保険契約に係る収入は、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に該当し、非関連者基準を満たすか否か。	29/3	3 小西松務官 山元専門官	東京地方2		R2.3.4	R4.1.20	棄却	東京高等15	R4.2.4	相手側	R4.9.14	全部敗訴	最高一小	R4.9.28	国側	R6.7.18	棄却
関信	その他間接課税	国(新潟税務署長)	完結	本件契約書等の課税判定(印紙税)	26.9~29.8	1 須藤松務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方3		R2.7.22	R5.3.8	一部敗訴	東京高等22	R5.3.22	双方	R5.10.18	一部敗訴	最高三小	R5.10.31	相手側	R6.5.15	棄却
東京	所得税	国(大月税務署長)	完結	(1) 本件各車両は、所得税法38条2項に規定する「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するか否か。 (2) 本件が替差益に係る所得は、所得税法33条1項に規定する「資産の譲渡による所得」に該当するか否か。 (3) 本件が替差益に係る米ドルの取得費等について、どのような計算方法を用いるべきか(総平均法と総平均法に準ずる方法(移動平均法)のどちらを用いるべきか)。	27~29	1 田名後松務官 佐藤実査官	東京地方51		R2.8.21	R5.3.9	却下棄却	東京高等21	R5.3.17	相手側	R5.11.30	棄却	最高一小	R5.12.13	相手側	R6.6.27	棄却
東京	法人税	国(江東西税務署長)	係属	処分行政が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	25/3~28/3	3 茅野松務官 淺野実査官	東京地方2		R2.9.18	R5.12.7	全部敗訴	東京高等20	R5.12.21	国側							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果					
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	係属	概要等 1 本件各金員は、課税仕入に係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/3~30/3	3	知念訟務官 亀里実査官 小橋川実査官	那覇地方1		R3.12.22													
仙台	所得税(源泉)	国(仙台中税務署長)	係属	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金銭の給与所得該当性	22/2~26/2	1	長内訟務官 佐藤専門官 秋山実査官	仙台地方3		R3.12.27													
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	係属	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~30/2	3	知念訟務官 亀里実査官 小橋川実査官	那覇地方1		R3.12.28													
大阪	国賠	国	完結	違法な税務調査により、国賠法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金額2,200千円、仮執行宣言なし)	-	1	杉浦訟務官 日高実査官 荒木実査官	神戸地方2		R4.1.28	R6.1.30	棄却	大阪高等2		R6.2.7	相手側	R6.2.17	取下げ					
大阪	法人税	国(下京税務署長)	完結	原告が支払った市場調査費、任意団体の会費及び組合専従者への給与は、寄附金に該当するか否か。(消費税)	27/3~30/3	1	上田訟務官 田中実査官	大阪地方2		R4.2.8	R6.3.15	棄却											
関信	相続税	国(松本税務署長)	係属	株式の評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法本件株式を評価通達のために評価することが著しく不適当と認められる特別な事情があるか。	25	2	齋藤訟務官 大谷総括主査 小谷野専門官 富山実査官	東京地方38		R4.2.28													
大阪	国賠	国	完結	調査担当者の行為に国賠法上の違法が認められるか。 (請求金額715千円、仮執行宣言あり)	-	1	松帆訟務官 菊池実査官	大阪地方7		R4.4.19	R6.5.16	棄却											
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	係属	①本件青色申告承認取消処分の適法性 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性(消費税)	27/6~1/12	1	田中訟務官 松村実査官	福岡地方1		R4.4.22													
大阪	所得税	国(東住吉税務署長)	係属	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(税法157)の適用があるか否か。また適正買賃料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の是認通知と矛盾して信義則に反する違法なものか否か。(消費税)	27~29	1	長井訟務官 荒木実査官 木山実査官	大阪地方2		R4.5.2	R6.3.13	一部敗訴	大阪高等1		R6.3.26	国側							
東京	所得税	国(川崎北税務署長)	係属	扶養親族の判定時期をその年の12月31日の現況によるとする所得税法85条の規定のうち、19歳未満の控除対象扶養親族と特定扶養親族の年齢判定について、同じ学年に属する早生まれの子と遅生まれの子の適用が異なることは、憲法14条1項に違反するか否か。 (本人訴訟)	29、2	1	原木訟務官 福田実査官	東京地方38		R4.5.10	R6.1.12	棄却	東京高等4		R6.1.30	相手側	R6.5.23	棄却	最高一小	R6.6.10	相手側		
名古屋	相続税	国(津税務署長)	完結	本件生活保障費用は、相続税法13条1項に規定する債務控除の対象となるか否か。 本件死亡保険金及び本件預金利息並びに本件死亡退職手当の各2分の1相当額は、本件相続に係る相続財産の金額から減額できるか否か。 (本人訴訟)	1	1	奥野訟務官 湖川実査官	津地方		R4.5.16	R5.1.19	却下棄却	名古屋高等2		R5.1.31	相手側	R5.9.6	棄却	最高三小	R5.9.19	相手側	R6.4.17	棄却
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	完結	本件所得1は、事業所得又は給与所得いずれに該当するか。 本件所得2は、事業所得又は雑所得いずれに該当するか。	28~30	1	三島訟務官 星野実査官	名古屋地方9		R4.5.22	R5.6.22	棄却	名古屋高等3		R5.6.30	相手側	R5.11.24	棄却	最高三小	R5.12.17	相手側	R6.5.8	棄却
東京	法人税	国(南税務署長事務承継有越町税務署長)	係属	処分行政が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3~24/3	3	相川訟務官 荒木実査官	東京地方51		R4.5.27													
関信	所得税	国(新発田税務署長)	完結	本件寄附金が租税特別措置法第41条の18第1項に規定する寄附金控除に該当するか否か。 (本人訴訟)	2	1	津久井訟務官 伊原主査 益子実査官	新潟地方2		R4.5.30	R5.2.27	棄却	東京高等5		R5.3.7	相手側	R5.11.29	棄却	最高三小	R5.12.6	相手側	R6.4.24	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
福岡	消費税	国(久留米税務署長)	国(久留米税務署長)	係属	29/3~1/6	1	松隈訟務官 松村実査官	福岡地方1		R4.8.22	R6.6.5	棄却	福岡高等1		R6.6.19								
東京	法人税	国(四谷税務署長)	国(四谷税務署長)	完結	27/3~31/3	1	高橋訟務官 竹本実査官	東京地方3		R4.9.2	R6.5.29	棄却											
名古屋	消費税	国(岐阜北税務署長)	国(岐阜北税務署長)	完結	2/6、2/7	1	片岡訟務官 水谷実査官	名古屋地方9		R4.9.2	R6.4.25	棄却											
広島	所得税	国(岡山東税務署長)	国(岡山東税務署長)	係属	1	1	村岡訟務官 高橋実査官 井上実査官	東京地方38		R4.9.5	R5.8.1	棄却	東京高等8		R5.8.20								
大阪	相続税	国(伏見税務署長)	国(伏見税務署長)	係属	28	2	巽訟務官 土黒実査官 西田実査官	京都地方3		R4.9.13													
大阪	国賠	国	国	係属	-	1	巽訟務官 比嘉実査官	神戸地方姫路支部		R4.9.14	R6.1.22	棄却	大阪高裁6		R6.2.1								
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	国(伏見税務署長)	係属	27~28	2	岡田訟務官 比嘉実査官 伊藤実査官	大阪地方7		R4.9.15													
札幌	法人税	国(小樽税務署長)	国(小樽税務署長)	係属	30/12	1	山田訟務官 中実査官	札幌地方2		R4.9.15	R6.2.5	棄却	札幌高等2		R6.2.19								
東京	所得税	国(麻布税務署長)	国(麻布税務署長)	係属	29、30	1	藤崎訟務官 森西主査	東京地方3		R4.9.16													
仙台	法人税	国(黒石税務署長)	国(黒石税務署長)	未確定	23/12 27/12 ~ 30/12	1	倉成主任訟務官 長内訟務官 佐藤専門官	青森地方2		R6.9.18	R6.7.19	棄却											
東京	所得税	国(千葉南税務署長)	国(千葉南税務署長)	係属	29~1	2	佐藤訟務官 佐藤実査官	東京地方38		R4.9.21													
関信	所得税	国(春日部税務署長)	国(春日部税務署長)	係属	29	2	津久井訟務官 伊原主査 益子実査官	東京地方51		R4.9.27													
名古屋	所得税	国(岐阜税務署長事務承継者大月税務署長再事務承継者沼津税務署長)	国(岐阜税務署長事務承継者大月税務署長再事務承継者沼津税務署長)	係属	26~30	1	小畑訟務官 服部実査官	東京地方38		R4.10.11	R5.9.12	却下棄却	東京高等22		R5.9.24							R6.5.23	相手側

